

南九州市企業誘致促進補助金交付要綱(平成19年南九州市告示第88号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、市内での工場等の立地を促進し、地域経済の発展及び雇用機会の増大を図るため、市内において新たに工場等を新設し、増設し、又は既設の工場等を移転しようとする企業に対し、市が予算の範囲内で交付する南九州市企業立地促進補助金(以下「補助金」という。)に関し、南九州市補助金等交付規則(平成19年南九州市規則第42号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、南九州市企業立地促進条例(平成24年南九州市条例第26号)において使用する用語の例による。ただし、工場等とは製造業、貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、情報通信業、鉱物採掘業、研究開発施設、観光・リゾート産業施設、コールセンター業、監理事業及び農林水産業(陸上養殖業に限る。)の用に供する施設をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、工場等を設置した者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 工場等の設置について、市と立地協定を締結し、かつ、用地又は工場等を取得したもので、当該協定書及び土地売買契約書に定める義務等を履行している企業であること。
- (2) 工場等の設置に当たり、操業開始の日から3年以内に新規地元雇用者が5人以上増加し、かつ、補助金の交付後3年以上当該新規地元雇用者を雇用すること。
- (3) 投下固定資産総額が2,000万円以上であること。

(雇用者数等の要件)

第4条 前条第2号の工場等の設置に当たり新たに雇用することとなった新規地元雇用者が、補助金の交付を受けた日から36箇月を経過するまでの期間において当該新規地元雇用者が離職(企業の都合による解雇は除く。)により雇用者数の要件を欠いた場合、新規地元雇用者の補充に要する期間として雇用者の要件を欠いた日から4箇月を経過する日まで猶予することができる。

(補助金の種類及び額等)

第5条 補助金の種類及び額は、次に掲げる区分に応じ当該各号に定める額の合計額とする。ただし、1万円未満の額が生じた場合にはこれを切り捨てた額とする。

- (1) 用地取得補助金 工場等を新設、増設又は移転するために新たに取得した土地(次号に該当するものを除く。)のうち、市長が工場等の用に供したと認める土地の取得(ただし、用地取得の日から3年以内に工場等の操業を開始した場合に限る。)に要した経費(当該工場等用地に係る解体撤去及び造成費用を含む。)の100分の20に相当する額で、5,000万円を限度とする。
 - (2) 指定市有地取得補助金 工場等を新設、増設又は移転するために新たに取得した土地のうち、市長があらかじめ工場等の立地を促進するために指定した市有地で工場等の用に供したと認める土地の取得(ただし、用地取得の日から3年以内に工場等の操業を開始した場合に限る。)に要した経費の100分の50に相当する額で、5,000万円を限度とする。
 - (3) 設備投資補助金 工場等の新設、増設又は移転に係る操業開始の日から1年を経過する日までに要した投下固定資産総額(土地取得経費を除く。次号について同じ。)のうち市長が工場等の用に供したと認める投下固定資産総額に、100分の10(増設をする場合においては100分の5)を乗じて得た額で、2,000万円(増設をする場合においては1,000万円)を限度とする。ただし、製造業のうち食料品及び飲料を製造する工場等においては100分の15(増設をする場合においては100分の7.5)を乗じて得た額で、2,000万円(増設をする場合においては1,000万円)を限度とする。
 - (4) 雇用創出補助金 設置した工場等で新たに雇用された新規地元雇用者の数に50万円を乗じて得た額で、1,000万円を限度とする。
- 2 補助金の交付は、工場等の設置に当たり交付の条件を満たした場合において前項各号において算出された額を合算して交付するものとする。

(工場等の指定)

第6条 前条に定める補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助を受けようとする工場等(以下「補助金交付対象工場」という。)の建設に着手後30日以内に企業立地促進補助金交付対象工場等指定申請書(第1号様式)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは当該申請の内容を審査し、指定が適当であると認めるときは、補助金交付対象工場として指定を行うとともに、企業立地促進補助金交付対象工場等指定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(操業開始届)

第7条 前条第2項の指定を受けた者は、補助金交付対象工場の操業開始の日から20日以内に工場等操業開始届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、企業立地促進補助金交付申請書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 補助金申請額計算書(第5号様式)
- (2) 事業概要説明書(第6号様式)
- (3) 企業の現況調書(第7号様式)
- (4) 新規雇用者増員内訳書(第8号様式)
- (5) 新規地元雇用者名簿(第9号様式)
- (6) 法人登記事項証明書又は法人登記簿謄本
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、当該補助金交付対象工場の操業開始の日以降、交付の要件を具備した日から1年6箇月を経過するまでとし、第6条第1項の指定を受けた工場等ごとに1回限りとする。

(補助金の交付決定及び確定の通知)

第9条 市長は、企業立地促進補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る審査を行い、申請が適正であると認めたときは、企業立地促進補助金交付決定及び交付確定通知書(第10号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において助成措置の目的を達成するため、必要があるときは、補助金の決定に条件を付することができる。

(補助金の請求)

第10条 補助金の請求をしようとするときは、企業立地促進補助金請求書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による補助金の請求が正当であると認めたときは、補助金を交付する。

(報告等)

第12条 補助金の交付を受けた事業者は、補助金の交付を受けた日から36箇月を経過するまで、市長に対し、雇用者名簿報告書(第12号様式)により毎月の雇用状況を翌月15日までに報告し、かつ、事業年度終了日から3箇月以内に決算書を提出しなければならない。

(指定工場等の承継)

第13条 第6条第2項の規定により指定された工場等については、合併その他特別な理由がある場合に承継することができる。

2 前項の規定による承継をしようとする者は、あらかじめ企業立地促進補助金交付対象工場等承継承認申請書(第13号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは当該申請の内容を審査し、承継承認が適当と認められるときはその承認を行い、企業立地促進補助金交付対象工場等承継承認書(第14号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 申請書、その他の関係書類に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 第3条に規定する要件を具備しなくなったとき。
- (3) 補助金の交付を受けた日から3年以内に事業の廃止又は休止があったとき。
- (4) その他この告示の規定に違反したとき。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、この告示の施行の日以降に立地協定を締結した者に係る補助金について適用し、同日前に立地協定を締結した者に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則(平成24年2月1日告示第8号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成26年3月26日告示第38号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年1月12日告示第8号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月23日告示第60号)

この告示は、告示の日から施行し、南九州市企業立地促進補助金交付要綱の規定は、令和元年6月28日から適用する。

附 則(令和2年6月30日告示第136号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第66号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日告示第77号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

第 1 号様式(第 6 条関係)

年 月 日

南九州市長 様

申請者 住所
名称
代表者氏名



企業立地促進補助金交付対象工場等指定申請書

下記工場の設置に当たり、南九州市企業立地促進補助金交付要綱第 6 条に規定する補助対象工場等の指定を受けたいので、同条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助対象工場等の概要
 - (1) 補助対象工場等名
 - (2) 代表者名
 - (3) 所在地
 - (4) 工場団地等名
 - (5) 立地協定締結年月日
 - (6) 用地取得年月日
 - (7) 建設工事着工年月日
 - (8) 操業開始予定年月日
 - (9) 生産計画

主 な 生 産 品 目	生 産 数 量 等 (年 間)	生 産 額 等 (年 間)

(10) 補助対象工場等設置に伴う雇用計画(常用雇用者) (人)

性 別	採 用 区 分				職 種 別 雇 用 計 画				
	新規地元雇用者数			そ の 他	計	事 務 員	技 術 員	そ の 他	計
	新 採	配 転	小 計						
男									
女									
計									

(11) 土地

面 積 (m ²)	取得価格 (円)	備 考

(12) 設備投資額(計画)

内訳

ア 建物

名 称	構 造	棟数	建築面積 (m ²)	延面積 (m ²)	取得計画価格 (千円)

イ 構築物

名 称	構 造	数 量	取得計画価格(千円)	備 考

ウ 機械設備

名 称	構 造	数 量	取得計画価格(千円)	備 考

エ その他附属施設等

名 称	構 造	数 量	取得計画価格(千円)	備 考

2 企業の現況

ア 資本金・出資金総額

授 権 資 本 金 (出 資 金 総 額)	
払 込 済 資 本 金	

イ 主要株主

氏 名	住 所	対発行済株(出資総額)比

3 添付書類

- (1) 法人登記事項証明書又は法人登記簿謄本
- (2) その他市長が必要と認める書類

第 2 号様式(第 6 条関係)

第 年 月 日 号

様

南九州市長 印

企業立地促進補助金交付対象工場等指定通知書

年 月 日付けで申請のあった企業立地促進補助金交付対象工場等指定申請については、南九州市企業立地促進補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により指定しましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 補助金交付対象工場
- 2 所在地
- 3 工業団地名

第 3 号様式(第 7 条関係)

年 月 日

南九州市長 様

申請者 住所
名称
代表者氏名 印

工 場 等 操 業 開 始 届

南九州市企業立地促進補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定に基づく指定を受けた工場等について、下記のとおり操業を開始しましたので、同要綱第 7 条の規定により報告します。

記

1 補助金交付対象工場の概要

- (1) 工場等名
- (2) 指定年月日
- (3) 建設工事完了年月日
- (4) 操業開始年月日
- (5) 生産計画

主 な 生 産 品 目	生 産 数 量 等 (年 間)	生 産 額 等 (年 間)

2 雇用者数(常用雇用者)

性別	採用区分				職種別雇用計画				
	新規地元雇用者数			その他	計	事務職員	技術職員	その他	計
	新採	配転	小計						
男									
女									
計									

3 設備投資額等

区 分	名 称	数量(m ²)	取得価格(千円)	備 考
建 築				
構 築 物				
機 械 設 備				
その他附属 施 設 等				
計				

4 添付書類

- (1) その他市長が必要と認める書類

第 4 号様式(第 8 条関係)

年 月 日

南九州市長 様

申請者 住所
名称
代表者氏名



企業立地促進補助金交付申請書

年 月 日付け第 号により企業立地促進補助金交付対象工場等として指定された工場等に係る 年度南九州市企業立地促進補助金を下記のとおり交付くださるよう、南九州市企業立地促進補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円

- 2 補助金交付対象工場
 - (1) 工場等名称
 - (2) 代表者氏名
 - (3) 所在地
 - (4) 工場団地等名称

- 3 関係書類
 - (1) 補助金申請額計算書
 - (2) 事業概要説明書
 - (3) 企業の現況調査
 - (4) 新規地元雇用者名簿
 - (5) 法人登記事項証明書又は法人登記簿謄本

第 5 号様式(第 8 条関係)

補 助 金 申 請 額 計 算 書

補 助 金 申 請 額	金 円
用 地 取 得 金 額	円
設 備 投 資 額	円
新規地元雇用者数	人
補 助 金 交 付 状 況 (同一区域)	有・無
工 場 等 名	
交 付 年 月 日	
交 付 金 額	
設 備 投 資 額	
積 算	

第 6 号様式(第 8 条関係)

事 業 概 要 説 明 書

- 1 立地協定締結年月日
- 2 用地取得年月日
- 3 操業開始年月日
- 4 生産計画

主 な 生 産 品 目	生 産 数 量 等 (年 間)	生 産 額 等 (年 間)

5 雇用者数(常用雇用者)

性 別	採 用 区 分				職 種 別 雇 用 計 画			
	新規地元雇用者数			そ の 他	計	事 務 員	技 術 員	そ の 他
	新 採	配 転	小 計					
男								
女								
計								

6 設備投資額の内訳

ア 建物

名 称	構 造	棟数	建築面積(m ²)	延面積(m ²)	取得計画価格 (千円)

イ 構築物

名 称	構 造	数 量	取得計画価格(千円)	備 考

ウ 機械設備

名 称	構 造	数 量	取得計画価格(千円)	備 考

エ その他附属施設等

名 称	構 造	数 量	取得計画価格(千円)	備 考

第7号様式(第8条関係)

企業の現況調書

1 資本金・出資金総額

授權資本金（出資金總額）	
払込済資本金	

2 主要株主

[illegible]

第 8 号様式（第 8 条関係）

新規雇用者増員内訳書

1 各事業所別雇用者数の推移

雇用者数		①	② 補 助 金 申 請 時	増 減 (②－①)
事業所名				
(補助金交付対象工場)		人	人	(ア) 人
その他の市 内事業所 (常用の 雇用者数)		()		
		()		
		()		
		()		
計				(イ)

(注) 1 上表の①の欄には、補助金交付対象工場設置に伴う雇用を開始する前の年月を記載すること。

2 「その他の市内の事業所」の雇用者数の記入に当たっては、定年退職、自主退職等、新事業所の設置に伴わない減員が生じている場合は、その減員数を控除した人数を記入すること。()内には、減員数を控除する前の人数を記入すること。

2 新規雇用者数 _____人

(ア) ≥ (イ) 場合は(イ)の数を、また、(ア) < (イ)の場合は(ア)の数を記入すること。

3 添付書類

補助対象事業所の新規雇用者については、労働者名簿（写）を添付すること。

新 規 地 元 雇 用 者 名 簿

(年 月 日作成)

[illegible]

第10号様式(第 9 条関係)

第 年 月 日 号

様

南九州市長 印

企業立地促進補助金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった企業立地促進補助金については、補助金を交付することを決定し、交付額が確定しましたので、南九州市企業立地促進補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付確定額 金 円

第11号様式(第10条関係)

年 月 日

南九州市長 様

申請者 住所
名称
代表者氏名



企業立地促進補助金請求書

年 月 日付け第 号で交付確定のあった企業立地促進補助金を下記のとおりに請求します。

記

請求金額 金 円
預金口座番号
(金融機関名)

本・支店
当座
普通 号

預金口座名義人

第12号様式（第12条関係）

雇用者名簿報告書

年 月末日現在

No.	氏名	前月の雇用状態	今月の雇用状態	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

第13号様式(第13条関係)

年 月 日

南九州市長 様

申請者 住所
名称
代表者氏名



企業立地促進補助金交付対象工場等承継承認申請書

年 月 日付け第 号により企業立地促進補助金交付対象工場等として指定された工場等下記により承継したいので、南九州市企業立地促進補助金交付要綱第13条の規定により申請します。

記

- 1 被承継者
- 2 承継年月日
- 3 承継の理由

第14号様式(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

南九州市長 印

企業立地促進補助金交付対象工場等承継承認書

年 月 日付けで申請のあった指定工場等の承継については、南九州市企業立地促進補助金交付要綱第13条の規定により、承認したので通知します。